

審議会当日意見に伴う再確認結果

| NO. | 管理所属名称          | 簿冊名称                      | ファイル管理番号 | 完結年度(西暦) | 完結年度(和暦) | 保存期間 | 措置    | 移管選別基準 | 指定状況 | 措置決定理由   |
|-----|-----------------|---------------------------|----------|----------|----------|------|-------|--------|------|--|
| 1   | 政) 都心. 都心まちづくり課 | 北3条広場指定管理者選定関係            | 496678   | 2013年    | 平成25年    | 5年   | 廃棄    | -      | -    | <p>【審議会意見】同広場の整備に至る過程や判断材料となった記録が含まれている場合は、移管対象ではないか。</p> <p>【再確認結果】同広場の指定管理者選定に関する事務手続き書類が綴られたものであるため、移管不要と判断しました。</p>  |
| 2   | 政) 都心. 都心まちづくり課 | 北3条広場(条例・活用関係)            | 496680   | 2013年    | 平成25年    | 5年   | 廃棄⇒移管 | その他    | 公文書館 | <p>【審議会意見】同上。</p> <p>【再確認結果】同広場のシンボリックな役割を果たしている、イチョウの維持管理に関する方針起案が含まれている等、まちづくり上、特徴的な施設の成り立ちが記録されたものであるため、移管へ変更することとしました。</p>                                 |
| 3   | 政) 都心. 都心まちづくり課 | 北2条西4丁目計画(北3条広場)関係        | 496685   | 2013年    | 平成25年    | 5年   | 廃棄⇒移管 | その他    | 公文書館 | <p>【審議会意見】同上。</p> <p>【再確認結果】同広場の維持管理に関する庁内の役割分担を決定した起案や、札幌初の舗装道路である木塊舗装(木製レンガによる舗装)を紹介したモニュメントの設置に関する工事協定等、まちづくり上、特徴的な施設の成り立ちが記録されたものであるため、移管へ変更することとしました。</p> |
| 4   | 政) 都心. 都心まちづくり課 | 札幌市北3条広場オープニングセレモニー企画運営業務 | 180054   | 2014年    | 平成26年    | 5年   | 廃棄    | -      | -    | <p>【審議会意見】同上。</p> <p>【再確認結果】オープニングセレモニー企画運営の業務委託に関する、発注から完了までの経理事務に係る書類が綴られたものであるため、移管不要と判断しました。</p>   |

審議会当日意見に伴う再確認結果

| NO. | 管理所属名称          | 簿冊名称               | ファイル管理番号 | 完結年度(西暦) | 完結年度(和暦) | 保存期間 | 措置    | 移管選別基準 | 指定状況 | 措置決定理由   |
|-----|-----------------|--------------------|----------|----------|----------|------|-------|--------|------|--|
| 5   | 政) 都心. 都心まちづくり課 | 北2条西4丁目計画(北3条広場)関係 | 174006   | 2014年    | 平成26年    | 5年   | 廃棄⇒移管 | その他    | 公文書館 | 【審議会意見】同上。<br>【再確認結果】木塊舗装(木製レンガによる舗装)を紹介したモニュメントの設置に関する工事協定を変更するための起案等、まちづくり上、特徴的な施設の成り立ちが記録されたものであるため、移管へ変更することとしました。 |
| 6   | 政) 都心. 都心まちづくり課 | 北3条広場(活用関係)        | 174009   | 2014年    | 平成26年    | 5年   | 廃棄⇒移管 | その他    | 公文書館 | 【審議会意見】同上。<br>【再確認結果】同広場のオープニングセレモニーの実施に関する記録や、広場の愛称を決定する起案等が含まれており、まちづくり上、特徴的な施設の成り立ちが記録されたものであるため、移管へ変更することとしました。    |
| 7   | 政) 都心. 都心まちづくり課 | 北3条広場(活用関係)2       | 196721   | 2014年    | 平成26年    | 5年   | 廃棄⇒移管 | その他    | 公文書館 | 【審議会意見】同上。<br>【再確認結果】同広場のオープニング事業の実施を決定する起案等が含まれており、まちづくり上、特徴的な施設の成り立ちが記録されたものであるため、移管へ変更することとしました。                    |
| 8   | 政) 都心. 都心まちづくり課 | 北2条西4丁目計画(北3条広場)関係 | 192917   | 2015年    | 平成27年    | 5年   | 廃棄    | -      | -    | 【審議会意見】同上。<br>【再確認結果】イチョウの維持管理費用の予算配分に関する事務手続き書類が綴られたものであるため、移管不要と判断しました。  |
| 9   | 政) 都心. 都心まちづくり課 | 北3条広場(活用関係)        | 192918   | 2015年    | 平成27年    | 5年   | 廃棄    | -      | -    | 【審議会意見】同上。<br>【再確認結果】イベントの名義後援に関する事務手続き書類が綴られているものであるため、移管不要と判断しました。   |

審議会当日意見に伴う再確認結果

| NO. | 管理所属名称          | 簿冊名称                                      | ファイル管理番号 | 完結年度(西暦) | 完結年度(和暦) | 保存期間 | 措置    | 移管選別基準            | 指定状況 | 措置決定理由  |
|-----|-----------------|---|----------|----------|----------|------|-------|-------------------|------|---|
| 10  | 政) 都心. 都心まちづくり課 | 北三条通広場化検討                                 | 83498    | 2005年    | 平成17年    | 5年   | 廃棄⇒移管 | その他               | 公文書館 | 【審議会意見】同上。<br>【再確認結果】同広場を将来的に広場化することを見据えて検討を行っていた際の、庁内の会議資料が含まれており、まちづくり上、特徴的な施設の成り立ちが記録されたものであるため、移管へ変更することとしました。              |
| 11  | 政) 都心. 都心まちづくり課 | 北2条西4丁目計画関係                               | 110882   | 2007年    | 平成19年    | 5年   | 廃棄    | -                 | -    | 【審議会意見】同上。<br>【再確認結果】都市計画の計画提案書の写しのみが綴られており、原本は、提出先であるまちづくり政策局都市計画課で保存されているものであるため、移管不要と判断しました。                                 |
| 12  | 政) 総合交通. 都市交通課  | 路面電車ループ化に係る関係機関協議資料                       | 10463660 | 2015年    | 平成27年    | 10年  | 廃棄⇒移管 | その他               | 公文書館 | 【審議会意見】市電のループ化にあたり荷捌きスペースの確保に関して関係機関と協議を行っていた経過がわかるものであるため、移管対象ではないか。<br>【再確認結果】意見どおりの内容であるため、移管へ変更することとしました。                   |
| 13  | 市) 地域振興部市政課     | 豊平区分区問題調査準備委員会・札幌市区の境界に関する調査調整会議(平成6・7年度) | 90096    | 1995年    | 平成7年     | 30年  | 廃棄⇒移管 | 区の設置・境界、町名整備・住居表示 | 公文書館 | 【審議会意見】豊平区分区に際して、庁内で行われていた協議の経過がわかるものであるため、移管対象ではないか。<br>【再確認結果】意見どおりの内容であるため、移管へ変更することとしました。                                   |
| 14  | 環) 環境政策課        | 札幌市環境基本計画策定基礎調査 環境関連磁気情報説明書               | 157277   | 1995年    | 平成7年     | 30年  | 廃棄⇒移管 | 法令に基づく計画その他の計画    | 各課   | 【審議会意見】環境基本計画策定の判断材料となった調査記録が含まれている場合は、移管対象ではないか。<br>【再確認結果】当該簿冊の内容は、同計画策定に当たって実施した、市の現況等の分析に用いられたと考えられる資料であるため、移管へ変更することとしました。 |